

令和7年度第1回青森県青少年健全育成審議会 議事録

日時：令和7年8月28日（木） 13：30～15：15

場所：ウェディングプラザアラスカ 地下 サファイア

（司会）

それでは、ただ今より「令和7年度第1回青森県青少年健全育成審議会」を開会いたします。開会にあたりまして、青森県こども家庭部長 若松から皆様に御挨拶申し上げます。

（若松部長）

皆様、こんにちは。県庁こども家庭部長の若松と申します。開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中、青森県青少年健全育成審議会に御出席いただき誠にありがとうございます。また、委員の皆様には、日頃より本県の青少年健全育成に向けた取組に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、近年の青少年を取り巻く環境は、少子化やデジタル化など、社会環境の急速な変化のとおり、益々複雑・多様化しております。SNS等をきっかけとして、児童生徒が犯罪に巻き込まれるケースやネット現場を通じてトラブルに遭遇するケースなど、インターネット関連の被害やトラブルの増加傾向が県内においても見過ごせない状況にあります。

中でも性的被害については、その被害の深刻さや二次被害を生む可能性を含むといった特性があることから、予防啓発のみならず、青少年を保護するための環境づくりに積極的に取り組んでいかなければならないと考えております。

本日は、青森県青少年健全育成条例の運用概況をはじめ、昨年度実施しました青少年の意識に関する調査の調査結果などについて御説明申し上げますほか、昨年度設置しました臨時部会での検討結果報告書をもとに、SNS等を対象とした青少年の性的被害への対策について御審議をいただくことにしていします。

委員の皆様には、青少年の健全育成に向けて、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶といたします。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

（司会）

今回の出席者については、配付した出席者名簿のとおりです。

ここで、本日の会議の成立について、御報告申し上げます。青森県附属機関に関する条例第6条第3項の規定により、会議の成立には、委員の半数以上の出席が必要となります。本日は、全委員21名中、17名の委員が出席（オンライン含む）となっております。

りますので、会議が成立していることを御報告申し上げます。

それでは、審議に入ります。

本日、田名場会長がオンライン参加となっておりますので、議事進行の都合上、船木職務代理者に議長をお願いいたします。船木職務代理者は、議長席にお移りいただきまして、議事進行の方、お願いいたします。

（船木職務代理者）

皆さんこんにちは。ただ今御指名いただきました、職務代理者として議長を務めさせていただきます。何分不慣れでございますので、皆様の御協力をよろしくお願いしたいと思います。では、着座させていただきます。

それでは、早速議事に入りたいと思います。最初は、報告事項になります。

その1つ目として、「第3次青森県子ども・若者育成支援推進計画について」事務局から報告説明をお願いいたします。

（事務局）

県民活躍推進課の櫻庭と申します。こちらにつきまして、座って説明させていただきます。それでは、資料1－1を御覧ください。

県では、令和5年2月に策定しました第3次青森県子ども・若者育成支援推進計画の効果的な推進を図るため、重点目標ごとに現状を把握するためのモニタリング指標を設置し、その状況について、毎年度確認のうえ審議会に報告し、その後に県のウェブサイトで公表をしております。具体的には、この表の左側に基本目標とありますが、この5つの基本目標をもとに、15の重点目標を掲げ、それぞれの重点目標に関連する指標を設定しております。その主なものについて説明します。

まず、基本目標の1、子ども・若者のたくましく健やかな成長に向けた支援についてです。私たちが注目したのは、No.1の青少年の意識に関する調査に関連した指標です。自分や他人を大切に思う心についての設問を行っており、その回答状況を示す指標となっています。この中では、No.1の③の「自分のことが好きか」という設問に対し、肯定的な回答をした児童生徒の割合は、計画策定時（黄色で色を付した部分）よりもプラスの傾向が見て取れる点は注目すべきと思われます。

続いて、基本目標2、困難を有する子ども・若者やその家族へのきめ細やかな支援についてです。当課として注目した指標は幾つかありますが、ポイントとして3つ挙げます。1つ目は、No.9とNo.10のいじめや不登校に関する指標になります。調査の結果では、いじめの認知件数も不登校の発生件数も増加傾向にあることが見て取れますが、これは、いじめや不登校を曖昧にせず、認知件数にしっかりと含めていくという社会的な風潮が浸透してきた結果として、数字が増えている面を含みながら注視していくべきデータであると考えています。

2ページ目に移ります。2つ目は、ひきこもり関連の指標になります。No.15のひきこ

もりに係る相談件数の推移です。ここは2つございますけれども、いずれも相談件数も増減を繰り返しており、高止まり感が見られるので、この数字が急激に減少したり増加したりといった変動がないかどうか、社会の変化と見合わせながら動向を注視していくべき指標と認識しております。

3つ目は、支援体制の傾向把握のための指標となりますが、No.19「あおもり子ども・若者支援機関マップに掲載されている支援機関・団体の数」になります。

こちらのマップは、当課が毎年、市町村や関係団体に照会を行って、県内の支援機関や団体を把握したリストを一般の方が利用しやすい形に編集したものとなっております。県内にこのような支援機関や団体がどのくらい存在しているのかといった支援の状況を確認することができるデータでありますので、今後の動向等を把握するためにも有用な指標であると認識しております。

最後、3ページ目になります。基本目標の3、4、5の指標になります。この中では、No.26の「SNS等が介在する福祉犯被害少年の数」、これは、子ども・若者の成長を社会全体で支える環境づくり、中でも健全な社会環境づくりの成果を判断するための指標として重要であると考えております。この指標は、20人前後で推移しているところですが、この数がゼロに近づくよう、様々な取組が行われているかどうかといった視点で注視していくべき指標と考えております。

第3次青森県子ども・若者育成支援推進計画のモニタリング指標に係る説明については以上となります。

続いて、資料1－2を用いまして、当該計画に基づく令和6年度の関連事業の概要について説明します。県では、令和6年度の組織改編を契機に子どもに関する施策の総合的な計画として、各種の関連計画を統合した「青森県こども計画」を作成したことから、本計画は、令和6年度で終了することとなりました。お手元の資料は、この計画に基づいて行われた、令和6年度の事業実績内容を一覧にまとめたものとなっております。先ほどの資料と同様に5つの基本目標、15の重点目標に分けて各事業がまとめられています。こども家庭部だけではなく、他の部局においても多くの事業を展開しておりまして、事業ごとの取組内容やその結果は、資料に記載のとおりとなっております。1つ1つの事業についての説明は割愛しますが、多くの事業は、概ね当初の計画どおり実施され、様々なアウトカムが期待されております。

本計画自体は、令和6年度で終了となりますが、各事業については、それぞれの所属においてその必要性を判断し、継続、再編、終了といった判断がなされるため、取組そのものは継続しているものも相当数あると認識しており、これからは、新しいこども計画のもと、その評価がなされているものと考えております。

事務局としては、今後も本計画の基本的な内容などについては、青森県こども計画においても生かされるよう、担当課と連携調整を行いますが、この青少年健全育成審議会での所管事項としては終了となりましたことを御報告いたします。私からの説明は

以上です。

（船木職務代理者）

ありがとうございます。後ほどの項目も含めて、質問等はまとめて行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

続きまして、令和7年度主要事業について、事務局から報告説明をお願いいたします。

（事務局）

それでは、資料2の県民活躍推進課令和7年度主要事業について、簡単に説明いたします。まず、表の目次のところを御覧ください。全部で3つの事業がありまして、青少年のネットセーフティ加速化事業、子ども・若者を地域で支える体制強化事業、地域の見守りで輝く笑顔推進事業、となっております。

事業のラインナップとしては令和6年度と同じですが、内容については一部変更した部分などもありますので、そのあたりを中心に概要を説明します。

それでは、1枚めくっていただきまして、1つ目の青少年のネットセーフティ加速化事業について説明します。本事業は、令和5年度から実施しているもので、事業の区切りとしては今年度が最後となっております。内容としては、昨年度に引き続き民間事業者と連携した形で構成するワーキンググループを開催して、その中で御意見をいただき、取組に反映させています。大きくは、令和5年度に制作発行したインターネットトラブルに関する保護者向け電子ハンドブックの各種啓発広報、フィルタリング推進関連広報、また、それらを併せた形での啓発広報となります。具体的に言いますと、インターネットトラブルに関する保護者向けハンドブックの啓発のための特設サイトの運用、また、フィルタリングを推奨するリーフレットの作成と配布、更にはSNS広告配信などを行っているものです。

次、2つ目、子ども・若者を地域で支える体制強化事業について説明します。こちらにつきましては、昨年度に引き続き、子ども・若者を支援するための関係機関で組織するネットワーク会議の運営と合同相談会の開催に取り組みます。相談会につきましては、今年度の11月頃の開催を予定しており、現在その準備に取り掛かっているところです。

それでは、最後3つ目、地域の見守りで輝く笑顔推進事業について説明します。こちらも、昨年度と同様、声かけ・あいさつ運動の実施、前向きに生きる力を育むふれあいミーティングの開催、児童生徒が悩みを相談できる24時間子どもSOSダイヤルの広報などに取り組むこととしています。あいさつ運動につきましては、4月、7月、8月に日程を決めて、県内の各学校で行いましたが、あと今年度は、11月にも実施する予定となっております。

ふれあいミーティングにつきましては、今年度も3つの中学校と3つの高校と合わせて6校で行うこととしており、学校の意向に合わせて開催する予定となっております。

実は本日、大鰐中学校の方で、ふれあいミーティングを開催中でございます。SOSダイヤルの具体的、具体的取組としては、相談先の電話番号が書かれたステッカーを制作、配布するものですが、新1年生の手元に渡るといいうことで、例年3月に作成し、県内の学校に送付しているものとなっております。

私からの説明は以上となります。

（船木職務代理者）

ありがとうございます。先ほど言いましたように、この報告に関しても、後ほどまとめて質問討議をさせていただきます。

続きまして、青森県青少年健全育成条例の運用概況について、報告説明を事務局からお願いいたします。

（事務局）

県民活躍推進課の夏井でございます。座って説明いたします。資料3、青森県青少年健全育成条例の運用概況についてでございます。

まず、1ページを御覧ください。1 条例の制定、趣旨及び改正の経過でございます。

（1）条例の制定及び趣旨ですが、本条例は、昭和55年4月1日に施行されて以来、関係法令の改正や社会環境の変化などに合わせて、随時必要な改正を行いながら青少年の健全育成を目的として、その施策の充実と有害環境の浄化に努めてきました。

（2）に改正の経過がございますが、2ページの「コ」のところにあるとおり、本冊子の最終改正は平成28年3月となっておりますが、この後、令和7年3月に刑法改正に伴う改正、更に令和7年7月にいわゆるプロバイダ責任制限法の改正に伴う改正を行っていることを申し添えます。

同じく2ページの2、推進体制のところですが、（2）青少年健全育成推進員の配置でございます。条例の趣旨である青少年健全育成県民運動を推進するため、中学校の学区を単位として、青森県青少年健全育成推進員473名を配置し、地域での挨拶運動や青少年問題に係る相談等の活動を行いました。

次、3ページでございます。下の方の3 青少年健全育成審議会の運営でございます。

（1）設置及び組織でございますが、本審議会は、昭和55年4月に設置、その後、関連会議や部会を設置するなどして、現在の体制となっております。4ページの（2）審議会の開催状況を記載しております。令和6年度は、書面開催を含めまして、全体会を2回開催いたしました。

また、次の5ページにいきまして、（3）のとおり図書类等部会を4回開催しております。同じ5ページの（5）条例第12条に基づく有害図書類の指定状況でございます。図書类等部会の主たる活動である有害図書類の指定につきまして、条例第12条に基づく個別指定として13点を、また、個別指定のほかいわゆる包括指定として71点を指定しております。

同じく 5 ページの一番下、(6) 条例第 26 条に基づく表彰状況でございます。青少年の健全な育成のために積極的な活動を行い、その功績が顕著である方として 10 名を表彰しております。受賞者は 6 ページから 7 ページにかけてお名前と主な功績を紹介しております。

同じく 7 ページの (8)、一番下の優良書籍等の推奨状況を御覧ください。条例第 25 条に基づく書籍の推奨として 1 冊を推奨しました。8 ページの上の方にあります「やくだたずのぶーなあさん」という書籍になります。

同じく 8 ページの 4 社会環境浄化活動の状況でございます。(1) 立入調査活動の
ア 図書类等収納自動販売機でございますが、令和 7 年 3 月末現在の設置台数は 53 台となっております。

次の 9 ページの方に設置台数のグラフが載っております。御覧のとおり、設置台数は徐々に少なくなっております。

10 ページの (2) 社会環境浄化一斉調査のところで、ア 一般書籍販売店につきましては、85 店舗を調査し、うち有害図書を取り扱っている店舗は 54 店舗でございました。その他には、11 ページから 12 ページにかけてとなりますが、書籍を取り扱っているスーパーマーケットやコンビニエンスストア、更には DVD 等販売店、また個室カラオケ営業店についても調査を行っております。

最後になりますが、13 ページでございます。一番上、5 条例違反の検挙状況でございますが、こちらの表の最後のところにありますとおり、令和 6 年度は検挙件数が 20 件、検挙人員は 21 人という状況でございました。

以上、簡単ではございますが、私からの説明は終わります。

(船木職務代理者)

ありがとうございます。これも質問等は後ほどとさせていただきます。

続きまして、令和 6 年度青少年の意識に関する調査結果について、事務局から報告説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、お手元の資料 4 を御覧ください。まず、1 ページの調査の概要について簡単に説明します。この調査は、本県における青少年の意識や行動を把握して、青少年に関する施策の総合的な推進のための基礎資料を得るとともに、得られた結果を県民に紹介することにより、青少年の健全育成に対する理解と協力を得るために、県内の小学校 6 年生、中学校 2 年生、高校 2 年生を対象に隔年で実施しているものです。主な調査項目としましては、地域のこと、学校生活のこと、家族・家庭のこと、自分のこと、メディア・コミュニケーションのことなどを調査項目としております。

また、令和 6 年度の調査のポイントですけれども、こちらは、1 ページ目の調査のポイントにもまとめておりますが、高校 2 年生につきましては、全員を調査対象にしたこ

と、抽出ではなく全員を調査対象にしたこと、です。加えて、紙での調査ではなく、インターネット調査としたことが大きな特徴となっております。

調査のポイントを含め、概要版は後ほどゆっくりお読みいただくとしまして、本日は、この後の議論の参考となるように、インターネットの利用に関する調査結果のポイントに絞って紹介をしたいと思います。

それでは、9 ページを御覧ください。まず、インターネットに繋がる機器の所有状況ですが、小学生では、ゲーム機の割合が最も高くなっております。中学生と高校生につきましては、スマートフォンの割合が最も高くなっております。

次に 10 ページを御覧ください。こちらは、フィルタリングに関する調査となっております。フィルタリングという青少年にとって好ましくないサイトを見られないようにする機能について、これを知っているかどうか尋ねたところ、「知っている」の割合は、小学生が 28.3、中学生が 56.9、高校生が 83.3% となっております。そして、このフィルタリングの利用状況としまして、フィルタリング機能が有効となっているかどうかを尋ねましたところ、「有効になっている」の割合は、小学生が 17.1%、中学生が 32.3%、高校生が 35.8% となっております。そして、「有効になっていない」の割合も、小学生は 8.4%、中学生が 12.3%、高校生が 31.2% となっております。どちらの割合も学校種が上がるにつれて高くなっております。

11 ページを御覧ください。携帯電話やスマートフォン、パソコンで知り合った人と会話やメールなどのやり取りをしたことがあるかどうかを尋ねたところ「ある」と答えた割合は、高校生が 48.9% で最も高く、中学生が 6.0%、小学生が 26.2% となっております。

次に 12 ページを御覧ください。インターネットで知り合った人と実際に会ったことがあるかどうかを尋ねたところ「ある」と答えた割合は、高校生が 11.1% で最も高く、中学生が 6.0、小学生が 2.6% となっております。インターネットで知り合った人に頼まれて自分の写真や個人情報などを送信したことがあるかどうかを尋ねたところ、「頼まれて送信したことがある」と答えた割合は、高校生が 6.4% で最も高く、中学生が 1.9%、小学生が 1.2% となっております。

次に 13 ページを御覧ください。家庭でのインターネット利用のルールを尋ねましたところ、小学生、中学生は、「利用する時間を決めている」と答えた割合が最も高くなっております。高校生は、「特にルールを決めていない」と答えた割合が最も高くなっております。

簡単ですが、説明は以上となります。

(船木職務代理者)

ありがとうございます。それでは、ただ今までの報告説明に関しまして、質疑応答を行いたいと思います。最初に、予め委員の方々から質問がございますので、その質

問、回答を事務局からお願いしたいと思います。

（事務局）

資料7を御覧ください。こちらの方に事前に提出された質問とその回答を載せております。

今回、2つ質問が田中委員の方から出されておりましたので、まずNo.1の方から。こちら、モニタリング指標等を載せた資料の1－1に対する質問です。本県における不登校の発生件数、発生件数が令和4年からぐんぐん増えてきたのは、なぜなのでしょう。という御質問がございまして、その回答としては、この表の右側のとおりとなっております。

本件の指標は、毎年度文部科学省が行っている調査の結果となっております。この結果については、文部科学省の方でも分析をしておりますし、県の教育委員会においても、全国と同様に考えることができると捉えていると答えておりますので、こちらの方を回答とさせていただきます。

次に2つ目、No.2、こちらは資料4、先ほど、私が説明しました意識調査に関する質問となります。地域への愛着と定着意向の関係について分析したところ、地域の大人からあいさつされている青少年は高い割合で愛着や定着意向を示している傾向があった。報告書のどこに地域の大人の挨拶と青少年の愛着と定着意向との関連性を示す内容があるのか。という質問についてです。

青少年の意識に関する調査の結果報告書、こちらは、昨年度から委員の方については、3月頃に黄色い表紙の冊子なんですけれども、そちらをお配りしております。4月以降に委員になられた方には、事前の配付資料とともにお送りしております。その結果報告書の127ページから129ページが該当の箇所となっております。本日、お手元にその冊子を用意してらっしゃらない方もいるかと思っておりますので、この資料7の後ろの方に該当ページの写しを付けさせていただきます。なお、この分析に係る元の質問は、報告書本体の方の設問の3及び設問の9、これらをクロス集計したものが、ここに掲載されたグラフとなっております。

質問に対する回答は以上となりますが、No.1の方の質問に関連して。こちらの数値の受け止め方について、今回、小学校と中学校の先生が委員としていらっしゃいますので、どのように受け止めていらっしゃるか、もしよろしければ、コメントいただけないでしょうか。工藤委員、いかがでしょうか。

（船木職務代理者）

よろしいでしょうか。お願いいたします。

（工藤委員）

的を射た回答になるかどうか、大変不安でございましてけれども。工藤と申します。よ

ろしくお願いいたします。

不登校の発生件数が増えているということですが、この回答にあるとおり、まず、1つには、コロナ禍の影響というのも少なからずあるかと認識しております。登校したりしなかったりというふうな状況が数年続いたということで、登校意欲の低下というところがあるかと思います。それから、ここにあるとおり、発達障害を抱える子について、やはり、社会性の問題で、学年が上がるにつれてそういった原因を含めて不登校が増えるというのは、データで言われているところです。

また、通常学級にも発達障害の割合が、今、8%から10%ぐらいあるということで、そういった原因も隠れていて、多様な学びで対応していかないと、一律のものに関しては、苦しさや不安があって、学級に入れないというようなことも現実には起きていると思います。

ですので、逆に考えれば、対応をしっかりして、考え方、接し方を工夫していくことによって、その子の不安感が減ると、また、少しパーセンテージが下がるのかなとも思っております。現場の方では、こういったことで不登校対策、または特別支援を要する対策というのを考えながら進めているのが現場の状況です。

（船木職務代理者）

では、中学校の先生からも。相馬委員お願いします。

（相馬委員）

浪打中学校・相馬と申します。中学校でも、工藤委員が言ったように、コロナの影響は少なからずあると思っております。今、中学校にあがってきている子どもたちは、小学校の低・中学年あたりからコロナで臨時休校、臨時休校が終わった後も通常の教育活動ができないでいた子どもたちです。集団での活動が少なかったという面もあって、少しレジリエンスの低さというのもあると思っております。

あとは、保護者の考え方もやはり変わってきています。ひと昔前のように「絶対、学校に行け」ということを強く言う保護者は少なくなってきています。子どもの気持ちに寄り添って、子どもが学校に行きたいというエネルギーが貯まるまで、長い目で見るという保護者も増えてきていますので、学校の方としても保護者の意向を踏まえながら色々な学びを提案して、教育から離れないようにしております。

今現在行っているのは遠隔授業です。学校に行かなくても授業を配信して、学びを保障するというを行っております。以上です。

（船木職務代理者）

ありがとうございます。田中委員、この2つの質問について、よろしいでしょうか。

(田中委員)

小中学校の校長先生方、ありがとうございました。主な原因が分かりました。こういう不登校の子どもたちが増えてきたというのは、私にとっては由々しき問題だなと。全国も県も何とか対処していかなければという方針ですが、今両委員がおっしゃったように、個々の事情に寄り添っていく教育が逆にいえば充実してきたのかなあと。どうしても行けないという子どもたちに対して、それに寄り添えることができる時代になってきたなと思いました。

とはいえ、私たちは、集団で共に生きて、共に暮らすものですので、学校だけでない、極端に言えば、フリースクールとかになります。共に暮らせる、生きる、交流、共感する、そういう場ができて、受け入れるということができればよいと思います。国の方では、学びの多様化学校でしたか、そういった形で手をつけてきてくださっていますので、そういうのも大事かなと思っています。青森県、青森市の方も（同様に）進めていけたら、子どもにとって少しでも手助けになるのかなと、そう感じていました。ありがとうございました。

(船木職務代理者)

ありがとうございました。田中委員の質問に関しまして、少し、委員の方々からもコメントいただきました。

事前にいただいた質問は以上でしたが、その他、今までの報告説明の中で御質問や御意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(成田昌造委員)

資料1－1に指標として「自分のことが好きか」について、「好き」と回答した児童生徒が増えているということがあって、非常にいいなと。これ、何で増えたのかというのは、私自身の認識としては、今、2022年に国では生徒指導提要というものを公表し、小中高校の生徒指導のあり方の指針ですが、自己存在感と自己効力感等を含む自己肯定感を高めるということに力を注いでいます。そのことと関連しながら、いじめ、不登校についても、小中高校というのは、かなりきめ細かな指導をしています。そのことの結果がこの数字かなと。だから、小中の先生方、学校は随分努力しているんじゃないか、と思うとともに、各機関との連携が上手くいっているのかなということで、非常に良い数字を見せていただいたと思いました。

このことに関連して、先ほどのアンケートの概要（資料4）の6ページ、報告書では55ページのところですけど、これ「自己有用感」と規定してしまっているんですが…調査は経年変化を見ているでしょうから簡単に変えられないでしょうけれども、聞き方が古くなっているのかなと感じました。世の中の役に立っている、イコール自己有用感というふうにすることは、家族や社会への関わりなのでそれはそれで構わないんでしょうけれども、自己有用感というのは、人の役に立ったとか、人から感謝されて

いるとか、人から認められているということなので、これを社会と家族と捉えて、世の中の役に立っていると感じるかというのは、あまりにも間口が大きくて、小学生、中学生なんかだと、「世の中？うん？」っていう感じになるのかなと思います。

この設問を設定した当時はこれでよかったのだと思うんですが。少し見直す余地があるのかなというふうに思いました。経年変化が見られなくなるので、無理かもしれませんが、ちょっと御検討願えればというのが、1つ目の感想です。

それから2つ目です。インターネットの話です。同じく資料4の9ページですが、接続するインターネットの機器（ゲーム機、スマホ等）で問うていますが、これはこれで何を使って子どもたちが情報を得るのかということを知るのは非常に大切だと思います。でも、私はいじめ・不登校問題を主に研究しているんですけども、最近のいじめのことを考える時に重要なのはアプリなんですよ。機器というよりアプリ、どういうアプリを使っているかを知りたい。LINEなのかInstagramなのか、あるいはTikTok（ティクトック）なのか、あるいはBeReal、Xであるとか。子どもたちも（目的に応じて）アプリを変えている状況があります。例えば、あまり親しくないInstagramを使って、親しくなってきたらLINEのIDを交換するとか。その中でいじめが起こっているという状況がある。だから、どういうアプリを使っているかということについて、多分、教師が情報を獲得しないと、なかなかいじめとか不登校、特にいじめですけども、解決策を見出すことは難しいなというふうに思っています。

従って、子ども達がどんなアプリを使っているのかなって、私自身、ちょっと知りたいなと思ったんですが。ハード面の機器は、それはそれで大事なのですが、今のいじめや不登校、あるいは子どもの健全育成に関する分野に関しては、使用実態というのはもっと深くなってきている。（アプリは）凄く一杯ありますからね。目的ごとに（使う）アプリが違ったり、ゲームの種類によってそういう（コミュニケーションを行う）グループが違っていたり、驚くほど大人は知らない世界があるので、そこをどう我々が掴むのかがこれからの対策の1つかなと思います。何か知る方法がないかなということ。これは要望ですね。以上です。

（船木職務代理者）

ありがとうございます。ただ今、御意見としてお伺いしました。調査に関しましては、懸念等含めて、同じような設問をすることによっての比較検討の前提があるかと思いますが、当然今時代が変化している中での捉え方、最後にお話がありましたようにインターネットという一括りのお話ではなくて、アプリという1つの捉え方も含めたものの中で調査に有効性を持つような検討をお願いするということで、ひとつ検討いただきたいというふうに思います。

もしくは、今後、いろんな各関係団体のところでの調査に情報共有しながら理解をしていく方法を県としても検討いただければというふうに思います。その他、御質問等、

御意見等ございませんでしょうか。

（田中委員）

説明がありました資料1－2、令和6年度「第3次青森県子ども・若者育成支援推進計画」関連事業一覧、説明がありました。これほど沢山の事業を子どものためにやってくださり、頑張っているんだなと思われます。

ただ1つ知りたいのは、沢山あるという中で、一体、沢山の成果とか、実効、効果があったと思うんですが、たった1つでもいいので、こういう事業を行ったので、こういう成果が見られたんじゃないかなとか、こういう効果があったんじゃないかなという、具体例が1つでも聞ければ、そういう成果で頑張っているんだなと実感が得られる。やっている方は勿論（成果が出て）いいんですが、聞く方も成果とか効果とか、そういうのを聞いた方が嬉しいし、頑張っているなと思われますので、もし良かったら教えていただきたいと思ひます。

（船木職務代理者）

ありがとうございます。関係性からいいますと、どのように評価をして、どのように検証をして、それを見るのかということも含めてだと思ひますので、なかなか難しいところとは思ひますが。

先ほどの報告の中でも、様々な県としての取組の一つであるふれあいミーティングについて私も参画をさせていただいており、先日も南中学校でふれあいミーティングを実施させていただきました。

県の主導で数年実施をしてきたということですが、地域の方々、それから大学生、そして中学生の皆さんがグループワークを通して、いろんな活動をしている事業です。その中で（の成果）は、1つは、地域の方々との触れ合い、それからちょっとした先輩である大学生との触れ合いだと思います。そして中学生としての自分自身の思いをぶつける機会をつくること。先日（のふれあいミーティングで）は、「おもいやり」というテーマでお話をさせていただきました。

こういうことを含めて、1つは、自己肯定感や自分の価値観の問題、多様性の問題、こういうものを捉えて活動しているというのは、非常に重要な視点かなと思ひます。こういうことも含めまして、1つの県の事業として、このふれあいミーティングが3年続いているということは、非常に効果的なものだと、私は評価をさせていただいております。

1つ1つの活動の中で、こういうふうな捉え方が広まっているということで御理解いただくというのが1つの成果かと思ひます。

県としては、1つ1つやっていますよというふうに自己評価を出すのは、なかなか難しいのかと思ひますが、これだけの各課が事業を行っているということの中で、今後、改めて客観的な評価が出せるかどうかということを含めて理解をいただければと

と思いますが、よろしいでしょうか。

本日は、できればいろいろな事業を県からも含めた報告が評価として出せればよいんですが。時間的な問題もありますし、この一覧ということで、今後、また理解をいただければと思います。よろしいでしょうか。事務局の方、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、今までの報告、説明に対しまして、御理解をいただいたということで、また何か御質問がありましたら事務局にお尋ねをいただくということでお願いしたいと思います。

では、次の今日の議事の大きな柱がございますので、そちらの方に移らせていただきます。今回、知事から諮問をいただいております。「SNS等を端緒とした青少年の性的被害の対策について」という議題でございます。この件に関しましては、昨年度の審議会で意見交換を行いまして、より専門的な検討が必要であるということで、臨時部会を設置しております。検討を進めていただいておりますが、その結果について、資料5の報告書が作成されたところでございます。最初にこの検討結果報告書について説明をいただいて、概要を皆さんと共有していく中で、答申に向けた審議を、この時間、進めさせていただきたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）

県民活躍推進課長の葛西と申します。それでは、本日配付しております資料6、概要版の方を御覧ください。

議事3の(3)のSNS等を端緒とした青少年の性的被害への対策について、これまでの経緯等を含めまして、事務局の方から検討結果報告の概要を御説明いたします。着座にて失礼いたします。

まず、これまでの経緯ですが、面会要求行為、自画撮り要求行為と言われる事案の増加をきっかけとした県警からの改正要望ですとか、令和5年の刑法の改正などを踏まえまして、当課で条例改正の必要性や方向性などについて検討を行って参りました。また、このことについて、昨年10月の当審議会においても状況を説明した後、皆様の方から幅広い御意見を様々頂戴いたしまして、総合的に条例改正を踏まえた検討が必要との御意見をいただきました。

しかしながら、条例改正に当たりましては、改正刑法との法学上の整理が必要であることや、なおかつ高い専門性を要する内容でありましたことから、審議会での御承認をいただいて、昨年12月に改正を検討するための委員を委嘱しまして、臨時部会を設置いたしました。

臨時部会は、御覧(資料6内臨時部会名簿参照)のようなメンバーで立ち上げまして、今年の2月、6月、7月と3回の部会を開催しまして、本県での様々な案件について

議論、検討し、お手元の資料のとおり報告書にまとまったところです。

ここから、報告書の内容説明となります。詳細な内容や厳密な記述については、資料 5 のとおりですが、ここでは概要ということで、論点等を絞った形でかいつまんだ御説明となりますので、その点、ご容赦ください。

まず、条例改正の必要性ですが、本報告書の結論といたしましては、性的被害対策の啓発、相談に係る取組や技術的な対策の強化充実は重要としつつも、現在の被害の状況等を踏まえますと、条例改正を行って、青少年の保護を強化することが望ましいとの結論に達しています。

改正のポイントといたしましては、令和 5 年の改正刑法で新たに規定されました 16 歳未満の者に対する面会要求行為や自撮り要求行為の禁止の趣旨を踏まえまして、条例においても、同様の規制条項を新設することとし、更には保護対象年齢を 18 歳未満の者まで拡大すること。対象者が 13 歳以上、16 歳未満の者について、行為者が 5 歳差以上の年長であることの要件を排除すること。該当行為をする者に対しては、罰則を適用することを提示しております。

この方向性を実現するに当たりましては、クリアすべき法的論点がありましたので、その部分についても部会では検討いたしました。

次からは、その内容について幾つかに分けて御説明いたします。部会での検討内容ですが、大きく分けて 4 つほどありました。

まず 1 つ目は、法律と条例の関係についてです。憲法第 94 条により、条例の制定は法律の範囲内であることとされておりますので、その関係性についての整理になります。刑法の対象法益は、主に個人の生命、身体、自由、財産などを守るべき価値であるとする個人的法益ですが、県の青少年健全育成条例は、青少年の健全育成、青少年の保護といった社会的法益で法律と条例の間で保護法益に違いがあることから、同じ行為に対して、それぞれに異なる内容の規制を行うことに法的矛盾は生じないものと結論いたしました。

2 つ目の保護対象年齢を法律より範囲の広い 18 歳未満とすること、また、刑法で設定している、いわゆる 5 歳差以上の年齢差要件を排除することの必要性、適切性については、児童精神医学の臨床例や意識調査における対人関係や判断能力の未熟さ、また、AI などのテクノロジーの急激な発展により、個人の自衛だけでは限界がきているといった所見から、保護対象年齢の拡大と年齢差要件の排除は、社会的に見て青少年の心身保護のためにも必要な対象範囲であること、また、本県には、青少年の健全育成のための環境を真摯に整えていくのだという姿勢を明らかにするためにも必要との結論に達しました。

3 つ目は、面会要求行為を条例に規定した、予備的行為・未遂の取扱いについてです。まずは、本スライド（資料 6 内 6 枚目のスライド）の表の中段を御覧ください。これは、刑法の面会要求行為の禁止規定をそのまま条例に採用した場合の刑法と条例を対

比させたイメージ図になります。改正刑法では、左から右に面会要求、面会、不同意性交等未遂、不同意性交既遂と犯罪が発展していくことになりますが、これと同じように改正条例を考えますと、面会要求、面会、淫行未遂、淫行既遂となり、途中にある淫行未遂だけ処罰規定がないことになります。

先行して改正を行った広島県では、条例改正の際の検察庁協議におきまして、この構成では法体系的に不整合が発生すると意見がつき、これを受けて面会要求行為ではなく、淫行未遂になる条文を規定して対応した経緯があります。

つまり、中段の、本県条例当初案では、法体系的に不整合であるとの検察庁の意見をクリアできず、現実性が乏しい案であることが判明いたしました。

改めて、本臨時部会において検討した結果、結論した構成が下段の本県条例改正案のとおりとなります。これは、広島県の結論と同様、わいせつ目的の面会要求といった主観的な要求を伴う行為を対象としたものではなく、これらよりもう少し具体性があり、実際の淫行又はわいせつ行為の実行により近い行為に対して、淫行未遂という規定を設けるものです。

この構成は、刑法第 182 条の面会要求や自画撮り要求の行為は、不同意性交等の単なる予備罪の位置付けではなく、その法益は、究極的に個人的法益と断りつつも、社会的法益に寄った、未成年者に対する新たな保護法益であるという考えに立脚しております。この考えは、国の法制審議会の中でも前提の話としてあったものでして、これを踏まえますと、本県においても、条例で淫行未遂の処罰規定を新たに創設する論理構成は可能との結論に落ち着きました。

最後、4 つ目ですが、自画撮り要求行為の罰則を適用するにあたり、その要件を条例のどの条項に足すのかという話になります。臨時部会では、スライド（資料 6 内 7 枚目）に示しております、「一般的禁止条項プラス罰則適用条項の 2 段構え方式」が良いと判断をいたしました。最初に自画撮り要求行為全体を違法と規定しまして、別途罰則規定の中で特定の行為を罰則対象とするものです。

以上の検討結果を具体の条例文案としてまとめますと、御覧のとおりとなります。文案自体は、先行する広島県のことを概ね踏襲しております。第 22 条の 2 が面会要求行為の禁止、第 22 条の 3 が自画撮り要求行為の禁止の条項となります。その上で第 30 条において、面会要求行為の罰則と自画撮り要求行為のうち、処罰すべきものを規定する二段構え方式となっています。この方式のメリットといたしましては、県のメッセージとして、そもそも青少年に対して自画撮り要求行為をすることは許されないという姿勢を簡潔に明らかにできるというものがあります。

一方で、留意点といたしましては、自画撮り要求行為全体を違法とする規定により、予防範囲を広くとりますので、該当する行為でありながら、罰則適用外となる余白部分が発生するということがあります。ただ、具体の処罰対象範囲が広がるわけではありませんので、運用上の問題はなく、青少年の保護という法益の観点からは、受容し

うるものと評価しております。

最終的に議会に提案するまでに若干の修正等が入ることが想定されますが、臨時部会の検討結果といたしましては、この条文案で改正するのがよろしかろうという結論となりました。

最後に今後の流れになります。本日、この臨時部会の報告書の承認が審議会全体会の諮問答申となります。その後は、進捗により、時期が相当程度前後するため、かなり大まかな記載となっておりますが、条例審議、パブリックコメント、検察庁協議を行ったうえで議会に議案の提出を行いまして、改正に係る周知期間を経まして施行となります。駆け足でしたが、説明は以上となります。

（船木職務代理者）

ありがとうございます。では、この報告内容に関しまして、皆様から御意見をいただきたいと思えます。これは知事の諮問事項でございますので、各委員から一言ずつ御意見を伺うということで進めさせていただきます。事前に文章等を御覧になっていたと思いますが、今の説明も加味して、皆様からの御意見をいただきたいと思えます。一人、1分程度ということで申し訳ございませんが、意見をいただければと思えます。大変申し訳ないですが、席順どおりということで、武田委員のところから意見をいただければと思えますがよろしいでしょうか。お願いいたします。

（武田委員）

武田です。素晴らしい案で感心いたしました。ただ、1つ気になりましたのは、罰則のところなんです、刑法では金銭その他の利益ってあるんですね。条文の案としては、対償を供与し、とあるのですが、皆さんなら何も問題ないんでしょうけど、一般の方々ですと、この“対償を供与し”という文言がストレートに理解できるのかどうかというのが、ちょっと気になった次第です。私からは以上です。

（船木職務代理者）

ありがとうございます。すみません、申し遅れましたが、今回、臨時部会の先生方にも御出席をしていただいております。また、委員会の中でも臨時部会の中に現場の委員として入っている田名場先生や栗林委員、清水先生がおりますので、この先生方を含めて、後ほど、今のような質問に答えていただくこと、検討いただきたいと思います。よろしいでしょうか。臨時部会の部会長の宮崎先生、いかがでしょうか。

（宮崎委員（臨時部会長））

今回の報告書は臨時部会で数名の先生方で専門分野ごとにいろいろ御意見いただきながら、取りまとめたものになります。今の武田委員からの御質問は、法律、条文に関わると思うので、刑法専門の平野先生から。

(平野委員)

弘前大学人文社会科学部で刑法を担当しております平野と申します。よろしくお願いいたします。御質問の件なのですが、事前にお配りいただいた報告書の検討結果、資料5の中の44ページに記載をさせていただいております。

御指摘のとおり、ちょっと用語、言葉の面でいくと刑法の文言とは違う書き方になっています。しかし、参考にさせていただいた各県の条例等の言葉をそのまま踏襲する形にさせていただいていて、かつ44ページでいくと、下の方に④と書いてあるところがございまして、内容的にはほぼ一緒であるということです。ただ、言葉としては、他の県の条例を参考にさせていただいて作ったというところで、言葉は若干違っているというふうに御理解いただければと思います。範囲としては、ほぼ変わらないというふうに思っただければと思いますが、いかがでしょうか。

(武田委員)

先ほども申し上げたんですが、専門家の方々、法律家の方々には、何も問題がないんですけど。この適用になる方々、方々という言葉もどうかと思うんですが。これを見て分かるのかなという。刑法の方だと、金銭その他の利益とあるので、お金だけじゃなくて、その他の利益、いろいろあるんだろうなって想像つくんでしょうけども、対償を供与して、その対償って(いう言葉について)「僕は物をあげてないしな」っていうふうに捉えられて行動に移してしまう懸念はないのかなって、ふと思った次第です。

(船木職務代理者)

ありがとうございます。今、平野先生のお話にあったように、言葉は違うけれどもほぼ同義である、という法律上の解釈については問題ない状況であることは御理解いただけたかと思います。

一方で、武田委員のお話あるとおり、これらが多くの大人や子どもたちが具体的に理解できるかというお話かと思います。その面は、具体的にどういうふうな形で広報したり教育をしていくのかというところだというふうに思いますので、これらに関しては、今後の広報・啓発の取扱いのものとして御検討いただくということでよろしいでしょうか。

それでは、続きまして、舘田委員、御意見ををお願いします。

(舘田委員)

舘田でございます。刑法としては何歳からそういう刑罰があるか、等の比較的なところが知りたいです。内容でいくと、18歳未満とか、13歳以上とかと書いてあるんですけど、これからはどういうふうな年齢までが対象なのかって、ちょっと考えるんですけども。そこのところもう一度詳しく伺いたいです。

(宮崎委員 (臨時部会長))

よろしいですか。ざっくり言いますと、刑法では、国の法律では、16歳未満が被害者であれば適用になるとあるんですが。満16歳、17歳だと、空白になってしまって、それは全国どこの都道府県でも同じです。今回、他県と同様な条例を作って、16、17歳の子どもたちも保護しようという、そういう趣旨の条例になっております。ここは、国の法律との一番の違いということになると思います。高校1年生、2年生、それから、誕生日がくるまでの3年生、の青少年ですよ。

(舘田委員)

はい、分かりました。

(船木職務代理者)

よろしいでしょうか。ありがとうございます。続きまして、佐藤委員、よろしいでしょうか。

(佐藤修委員)

佐藤です。私が説明を聞き洩らしたかもしれないんですけど。(資料6内)報告書についての4番の検討内容の続きの部分ですね。ここで、今回の改正案は、面会要求と面会のところが処罰規定なし。当初(案で)は、処罰対象だったのが処罰規定なしになっていますね。何故この処罰規定なしになったのか。

それと、前のページの3番の対策の方向性の(2)罰則規定を設けるで、面会要求行為に対して、6月以下の拘禁刑又は30万円の以下の罰金って(記載があります)。これって、処罰規定ではないんでしょうか。ちょっとそこが理解できなくて。

(平野委員)

承知しました。ありがとうございます。スライドの方の書き方が若干違っているというか、説明の仕方でちょっと違っているので、資料5、報告書の60ページを御覧いただきたいと思います。

(資料6と)併せての説明になるかと思います。60ページに同じような図が付いていると思いますが、当初は、刑法の規定に合わせて面会要求とそれから面会という行為を自画撮りと一緒に規定していったらどうかというお話で進めていきました。

ですが、先ほど御説明がありましたように、広島県で条例を作る際に、当初案というのは広島県が想定されているんですが、刑法の場合、元々、結果発生が一番大きくて、それに一番近い、結果は発生しないけれども悪質な行為があって、更にその準備行為があるというふうにして、グラデーションがついて処罰がされています。勿論、結果が出た場合が一番重くて、未遂の場合はそれよりも軽くて、準備の場合はもっと軽くなるという構成をしています。

その時に広島で説明されたのが、既遂は条例上既に規定がある淫行という形になりま

す。今回、面会要求を作るということになると、未遂のところが空白があって、結局、準備をした行為と既遂だけを処罰して、未遂という真ん中のところ、間の段階的なところを処罰しないというのは、間が抜けちゃって、法律上、おかしいじゃないかという指摘があって、準備行為の処罰に行かなかった。

今回、この件について青森県で考えたのは、まず淫行未遂というところ、ここは規定しよう。今まで面会要求という言葉を使っていたので誤解があるところなんです、淫行に結びつくような行為をまず（規制対象として）規定しようというところで部会の方ではお話をさせていただきます。

その時に全く処罰規定なしという形ではなくて、この淫行未遂というのは、刑法の考えている不同意性交等の未遂よりも若干広い概念になるので、面会要求とか面会行為もこの淫行未遂の中に含まれうる可能性がある。そうすると、面会要求という言葉の使い方がちょっと紛らわしいことになります。議論の中で先にそれが出てしまったので、そのままひきずられて、面会要求という言葉が使われてきています。規定の趣旨としては、淫行未遂は処罰するという趣旨で、その中に面会を求めたり、実際に面会してわいせつ行為に結びつくような行為をしたような場合は、この淫行未遂の中で処罰しようという方向で固まりました。

ですので、先ほど御質問いただいた罰則規定を設けるというところに書かれている面会要求行為に類する行為というのは、淫行未遂と言われている、淫行に結びつくような、要はわいせつな行為とか、性的な行為をするというところまでいかなくても、そこに至らなかった行為も処罰できるようにするというのが、今回の趣旨になっております。

ちょっと、スライドのところの「処罰規定なし」のところが、もうちょっとグラデーションがあって、そこまでもうちょっと広げられるかなぐらいのところ、条例の方を作ったという形になります。こんな説明で大丈夫でしょうか。

（佐藤修委員）

分かりました。ありがとうございます。

（船木職務代理者）

そういう理解でお願いしたいと思います。次に工藤委員、よろしくお願いします。

（工藤委員）

知りたかったことが、佐藤委員と全く同じでしたので、今の説明で分かりましたのでありがとうございます。それから、18歳未満の者、高校生までこれが対象になるというのを聞いて、ちょっとホッと安心しているところでございます。以上です。

（船木職務代理者）

ありがとうございます。次に相馬委員、お願いいたします。

(相馬委員)

私も中学生に接していますので、中学生 15 歳、まだまだ子供です。卒業した 16 歳、17 歳にも会いますが、やはりまだ未熟な年ごろですので、是非、このように守っていただきたいと、強く願っております。以上です。

(船木職務代理者)

ありがとうございます。柏谷委員、お願いします。

(柏谷委員)

先ほどの佐藤委員と同じようなことを考えておりました。あと、他には、保護対象の年齢はそうなんですけど、逆にこの年齢層で加害者という時には、どういうふうな感じなのでしょう。

また、そういう場合も、先ほど説明があったんですけど、処罰のところ、もしも同じ学校の中だったり、被害者・加害者の場合、扱いはどのような感じになるのかというところにちょっと関心を持ちました。

(宮崎委員（臨時部会長）)

今のところを簡単にお話します。この条例での罰則ですが、18 歳未満の者には不適用ということなので、今のお話にあったように、例えば、高校生同士のケースであれば、18 歳未満であれば、加害者が罰せられることはないということになります。この条例の第 33 条で 18 歳未満の者には適用されないという条文があるので。

要するに中学生、高校生同士の恋愛関係で何か起きた時は、補導とかは別として、罰則の適用はないという、基本としてまずそういうことになっています。

(柏谷委員)

その点がどのぐらいそういった事例が現在までもあるのか、今後、そういうのが出てくるのかというところについて、ちょっとまた関心を持っていきたいと思います。

(宮崎委員（臨時部会長）)

そうですね。性非行というか、性犯罪というか、そういった類のものは色んなケースがあると思うのですが、その辺は、学校での生徒指導の領域だったり、あるいは警察等でも補導のレベルであったりということで、(条例での) 罰則の適用は 18 歳以上ということになります。

(船木職務代理者)

ありがとうございます。続きまして、棟方委員、よろしくお願いします。

(棟方委員)

青森県 PTA 連合会 棟方と申します。保護者の中には、PTA を保護者会と勘違いし

ている方もいらっしゃいますが PTA は保護者会ではございません。ペアレンツ・ティーチャー・アソシエーション、保護者と教師の会でございます。保護者と教師が手を取り合って子どもたちの健全育成に努める団体でございます。

その中で、教師の皆様は、子どもたちのいじめ・不登校・SNS の使い方非常に気を遣って子どもたちの健全育成に努めてくださっております。非常にありがたいことでございます。

しかしながら、一部の保護者の方には、先ほど、成田先生がおっしゃったように、アプリの使い方、X（旧 Twitter）、LINE、Facebook 等で誤った使い方をしている方々も結構おります。これが、結果的に危険を招くことになっているのではないかと感じており、その使い方によって、子どもたちが危険にさらされているというのも事実かなと感じております。

そのため、今回、このような対策の方向性が検討されたことは保護者としても非常にありがたいと思っております。ありがとうございます。

（船木職務代理者）

ありがとうございます。佐藤やえ委員、お願いします。

（佐藤やえ委員）

私は、子どもたちの性犯罪については、一番腹立たしく思っていることがあるんですけど、学校の教師が子どもたちが着替えをしているところを写真に撮って、それが 10 何年も（続いている）という、そして、その先生方も 1 つの学校ではなくて、複数の学校の先生が子どもたちの着替えをしているところを撮っているという事例を聞いて（憤慨しています）。何のためにあなた方は教員になったんだ（と、思います）、子どものために頑張りますっていうのが基本の教員にも関わらず。親も大学に入れて良い子どもに育てようという想いで育ててきた子どもにどうしてこんなことをするのだろうと（悲しんでいます）。しかも下っ端の先生ではなくて、ある程度中堅になった先生方がそういうことをしているということが、本当にやりきれない。私も（地元では）一日何回も子どもたちのところに行ったり、先生たちの様子を見ているんですけど。先生にはちゃんと（こどもを）見てくださいっていうふうに強くお願いしています。

もうひとつは、どうして片親になったりすると、その子どもたちを性犯罪（の対象に）するのかという、そういう憤りを感じています。好きで一緒になって、そして、他人の子どもも一緒になっているのに、どうして性犯罪したり、虐待したりするのかということを、度々テレビで観ることがあるというのがつらい。私にとっては、こういう子どもたちが孫みたいな存在でございますので、こういう事件などがあると子どもたちに恥ずかしいなという気がしています。身近なそういうところをもっともって目を向けて、子どもたちの健全育成ということを真剣に考えなければいけない。

教育者とかでなくても、誰もがもう少し目の前の子どもを見て、本当に子どもたちを守って欲しいなと思っている次第でございます。以上です。

（船木職務代理者）

ありがとうございます。社会的な課題を含めて、今までの、いわゆるあり得ないということは社会の中ではございませんが。ただ、問題としては、この法律、条例を作ることによって、ルールも1つあるということと。

もう1つは、倫理として、どのように進めていくのかというのが、今後の課題であるというふうに思いますので、今の御意見というのは、非常に重要な御意見としてあるというふうに思いますので、ありがとうございます。小島委員、よろしくお願いします。

（小島委員）

小島です。よろしくお願いいたします。法律の穴が開いたようなところを県の条例とかで埋めるのかな、というような認識でよろしいのでしょうか。

あと、それから、先ほど出ていましたけども、加害者の年齢が18歳未満の子どもだったらどうするのかな？どうなるのかなと思っていたら、質問が出て、これは18歳以上の、また子どもとは別、大人向けということではよろしいんですか。そのように解釈しました。

子どもたち、凄く昔と違って大変な状況に置かれているんだなということも、この条例を見まして分かったような次第です。ありがとうございます。

（船木職務代理者）

ありがとうございます。次、成田委員、お願いします。

（成田昌造委員）

成田です。まず、佐藤（やえ）委員の発言についてです。私、大学で教職課程を担当しています。先生を代表するわけじゃないんですが、殆どの先生は働き過ぎるくらい働いて頑張っているということは御理解いただきたい。一部の教師が例外的に犯罪に手を染めたという事件もありますが、大部分の先生は、しっかりと誠実に仕事をしてらっしゃいます。

また、私は、教職課程で、公民科の教員免許取得のための授業を担当していますが、その観点からお尋ねします。勿論、今回の報告書、全く門外漢ですので、コメントはなかなかできないんですけども、教師としての立場から、子どもたちにどう教えたらいいいのかというのが、法律と条例の関係なんです。一応、保護法益の違いでこういった条例を制定しても、法的矛盾は生じないということですが、これ、学校の教科書には法律の範囲内とか、法律留保で条例が制定できる、ということで教えるんですが、ここ、子どもたちにどう分かりやすく説明したらいいのかなということを御教示

願えればと思いました。判例が1つあるようですけれども…。よろしくお願いいたします。

（船木職務代理者）

ありがとうございます。法教育の部分で、宮崎先生、よろしいでしょうか。

（宮崎委員）

部会でずっと審議を、3回でしょうか、集中して行っていた中で、これは、国でやはり統一して、特別法でも制定してくれていれば、各県でちぐはぐが生じないということとは、十分話の中では出て参りました。

そして、法制審議会で、令和5年の大改正の時も16歳で（線を）引くのか、あるいは17で引くのか、18で引くのかという議論はあったようですね。また見直しは何年か後にまたあるということなので、今後はその見直しを見守ることになりますが、この領域に限らずですけど、国の自治体の条例とのギャップという問題は、環境条例とか、いろんなところであります。

ここは、私、教育学的な立場でいえば、地方自治というのを一方では戦前の中央集権に対して、地方自治というものの大事さが優先されるところでやむを得ない部分と。あるいは、こういう領域は、やっぱり統一すべきではないかなということと両論あるかと思いますけれど。

子どもたちに対しては、やはり先生がおっしゃるとおり、教科書上は、私も授業で法律の範囲内でと教えます。罰則も2年以下の拘禁刑の範囲で各地方で作れると、そこは、地方自治の原則が重要ということで理解しておりましたけれども。よろしいでしょうか。

（船木職務代理者）

ありがとうございます。その他、臨時部会の委員の方々でも、もし御意見がありましたらと思いますが、いかがでしょうか。

（田中委員）

田中です。先ほど話がありましたが、教職員の盗撮ですね。あれに関して、一部の学校では、教職員による携帯の写真とかは禁止というふうな通達を出しているところもありますね。学校行事とかは除かれるのでしょうかけれども、そこあたり、かなり学校の方でも今、具体的なことで防ごうという手を打っているみたいですね。

もうひとつ。このような条例を作っていただければ、やっぱり物事を考えるきっかけになるし、こういう罰則をつくって、ダメな行為が明確化されれば、目にした方々、あるいは考えている方々には抑止力になるんじゃないかなと。はっきり明確なものにするというのが大事だなと思っていました。

これを大学生、中学生、高校生とかに教えて、お互いに、男性、女性、尊重して大事

にしなければダメなんだよということ（啓発活動）の一環として、条例化は、非常にいいなど。これから、これが浸透していくことを期待しております。以上です。

（船木職務代理者）

ありがとうございます。最後、一応、私、議長ですが、意見を言っていないので、1つ話をさせていただきます。

実は、私は、今、盛岡刑務所の性犯罪再犯防止プログラムに参加をさせていただいております。性犯罪は、再犯率が非常に高い分野になりますので、再犯防止するという非常に大きな課題でありますけども。実は、性犯罪を犯した人たちの最初の1つの捉え方は、ルールがあるから刑務所にいると。罪を犯して反省をすとか、そういう問題ではなくて、法律を犯したので刑務所にいるけど、悪いことをしたかどうかというのは、意識がないというような1つの捉え方としてあったりします。

ただ、当然、それらを改善していくということで、今、日本の法務省が世界的に使われている認知行動療法に基づいたプログラムで治療を行っているわけですし、今年の6月から、また法律改正によって、刑務所のあり方というのが改善されているところです。その中でもプログラムの強化をしていくということを含めて考えていきますと、そういう意味でも再犯防止ということと同時に初犯を含めて、いわゆるルール、先ほども言いましたように、抑止力として今のこの法律、条例というのは、非常に効果的だと思います。

もう1つは、やはり、物の捉え方、考え方、価値観、こういう社会的な中でどのような教育をしていくのか。もしくは、そういうものを身に付けていくのかというのは、非常に重要な視点だと思います。いろんな形でいろんな関係性を持っている中で社会的に身に付けていくということ、今後、このものに肉付けされていくんだろーと思っておりますので、皆さんの御活動が非常に大きな役割を果たしていくというふうに私は思っているところです。

先ほども言いましたように、このもの自体をより良いものにしていくということは、やはり日常的な様々な活動が非常に重要だというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいなというところです。

その他、ございませんでしょうか。それでは、この報告書に関しまして、皆さんのところでは御異議がないというふうに御理解をさせていただきたいと思っております。

今回、この青少年の性的被害の対策ということで、この審議会においては、臨時部会で報告書も出されておりますけども、この報告書の中では条例改正ということ、規制を行うということは望ましいという形が出されておりますが、これらを答申として出させていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（異議なし、の声）

ありがとうございます。これらを事務局のところで答申ということで取りまとめていただければありがたいと思います。

その他、最後になりますが、全ての協議、議事に関しまして、御意見、御質問などございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

では、以上で本日の議事は終了をさせていただきます。委員の皆様には、議事進行に御協力をいただきましてありがとうございました。では、事務局にお返しします。どうぞ。

(司会)

船木議長、ありがとうございました。

大変長い時間の会議、お疲れ様でございました。以上をもちまして、令和7年度第1回青森県青少年健全育成審議会を閉会いたします。委員の皆様、本日は、誠にありがとうございました。

(閉会)－以上－